

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 28 日現在

機関番号：20104

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780308

研究課題名(和文)近代日本における更生保護思想史研究

研究課題名(英文)Study in the history of ideas on offenders rehabilitation in modern Japan

研究代表者

江連 崇 (EZURE, TAKASHI)

名寄市立大学・保健福祉学部・助教

研究者番号：20725022

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では明治時代に刊行されていた雑誌や新聞などから監獄関係者間における「更生」についての議論がどのようなものであったかを検討した。具体的には以下の3点を検討した。1点目は出所者の支援の必要性についての議論、2点目は宗教と囚人更生方法についての議論、3点目は近代国家と囚人の関係についての議論である。これらの検討により日本の明治時代における「更生保護」の展開過程を確認することができた。

研究成果の概要(英文)：This study tried to make clear the discussions of the officers who are related with the offenders rehabilitation have done in Meiji period, analyzing journals and newspapers published during the period. The points are summarized as three points as below; One, to the necessity for support of the ex-offender. Two, a discussion for the rehabilitation between religion and a way of rehabilitation for the prisoners. Three, a discussion to the relationship between modern nations and prisoners. This review shows clearly the process of the offenders rehabilitation in Meiji period in Japan.

研究分野：歴史社会学

キーワード：近代 出獄人保護 教誨 監獄

1. 研究開始当初の背景

日本の刑法犯の認知件数は戦後を通していまだ高い水準にあり、また再犯率は減少傾向にあるとは言えず、刑事政策分野でも大きな課題となっている。再犯者の人員は1997年から2006年まで増加して、2007年からは減少傾向にあるが、再犯率をみると1997年から一貫して高い推移を続けている。

従来の更生保護の基本的性格は社会内に居住する元被収容者の再犯を防止するため、積極的に更生させようとする活動である。そのため更生保護は社会内(出所後)の活動を中心に焦点をあててきた。

そのような中、2012年に日本において初となる更生保護に特化した学会である更生保護学会が設立された。その背景には刑務所と福祉施設が連携できるような具体的な更生保護に於ける枠組みの必要性が挙げられ、従来のように部分的に社会内の活動にのみ焦点をあてるのではなく、刑務所における施設内処遇、地域における社会内処遇を連続的に見据えて(再)犯罪防止に取り組む必要性がある。

そのため近年日本においては更生保護の枠組みを再検討することへ活発な動きを見せている。

しかし、今日の更生保護を検討する際に必要不可欠である更生保護の歴史は総体的に整理、分析されていない。枠組みを検討する理論研究には歴史研究は必要不可欠であるが、更生保護研究についての歴史研究は空虚な状態にある。これまでの数少ない研究は出獄者の保護活動を対象としている。つまり現代日本における更生保護の枠組みと同様に社会内処遇のみを取り扱っており、また活動にいたるまでの関係者の思想部分については不十分な状況にあった。

2. 研究の目的

以上の点を踏まえ本研究では近代日本における更生保護の課題に注目しながら、社会内処遇のみを対象を限定するのではなく施設内処遇も対象として連続的に再社会化、再犯防止の思想を扱い、当時の「更生保護」思想はいかなるものであったのかを明らかにする。

3. 研究の方法

本研究ではまず、近代日本において主流とされてきた更生保護思想の整理を行った。そのため多くの監獄関係者、更生保護関係者に読まれていた『大日本監獄協会雑誌』『監獄雑誌』を主に取り扱い、「更生保護」の揺籃期である明治・大正期の更生に関する関係者の思想について分析をおこなった。

上の2雑誌は名前を変え現在も『刑政』として刊行され様々な論考を掲載しており、日

本における感化教育、更生保護、司法福祉の領域の発展に対して重要な役割を担っている。またこれら雑誌には様々な思想の監獄関係者の論考が掲載されており、また特定のテーマについての議論の蓄積もある。そのため更生保護が体系化されつつあった明治期において、どのような議論がおこなわれていたのかを検討するには適切と考えた。

上述した2つの雑誌が本研究の中心的な資料となるが、それ以外、当時主流ではないが、取り扱う必要がある更生保護史において重要な思想については、手記や著作集、新聞、伝記等も対象として研究をおこなった。これらの資料収集については国立国会図書館や矯正図書館、道立図書館、大学図書館などでおこなった。

4. 研究成果

本研究を通して得られた知見について以下3点を記述する。

第1点として明治時代後半から大正時代にかけて出獄人保護会の意義や役割を関係者がどのように考えていたのかを明らかにした点である。

監獄関係者の中では出所者増加から出獄人保護会の重要性やその拡大についての考えは共通認識として存在していたと考えられる。

しかしその理由については「個人への処遇」というよりも「良民」増加を目的としたものであり、その目的としては「個人」よりも「国家」へ向けられるものが多い。

また保護会における「自立」を個人での金銭的な独立、つまり「就業 自立」と捉えているものが大半を占めていた。それは、現在の福祉分野で求められている「自立」の概念とは異なるもので、個人ニーズ把握については、さほど重要視されていないものが多かった。しかし地域との連携を主張するものや、個人と向き合い、出所者の把握を求め、個人に合わせた処遇を行うことを重要としていた論考もいくつか散見できた。

また様々な監獄関係者が(元)被収容者の「自立」を考え、海外の監獄の役割や社会内処遇の事情などを紹介し、また、関係者から意見を求めるなど、囚人が「再社会化」するためにどのような社会内処遇がよいのかについて議論もなされており、休業日に教誨などで精神的なケアを行うなど、出獄者個人に対する援助を意識しているような記事もまた見受けられる。

このように監獄関係者によって出所者に対する「更生」の考えは様々であるが、出獄者が社会に受け入れられるように支援を行うことは、国民の義務であり、出獄人保護は、必要な社会的な活動と捉える必要性を主張するが共通してみられた。

監獄関係者が監獄と出獄人保護会についての流れを意識していた点は今日の更生保護事業からみても一定の評価をすることができると思う。

第2点目は監獄内の囚人更生において重要な役割をもつ教誨と宗教についての関係者の考えを明らかにした点である。

教誨師の職務についての規定は監獄則にあるが、各監獄ごとに教誨師の職務や教誨の方法は異なっていた。つまり、大まかな監獄則の規定のなかで各監獄ごとに独自の方法をとっており、それは、典獄の方針や監獄内での多数を占める教誨師の宗派によって変わるものだった。

それゆえに「宗教と教誨」についての解釈や、その実施方法についての議論が頻繁に行われた。教誨と宗教の関わりについてまとめてみると2つの点に焦点をあてていることがわかる。それは「監獄の教誨師を単一の宗教にするか、それとも諸宗教にするか」という点と「教誨方法に宗教を用いるか用いないか」という2点である。これらの議論の多くは教誨を布教活動として捉えることを否定しているものがほとんどである。

1888(明治21)年から1898(明治31)年の10年間の議論はほぼ上の2点を中心であった。特に後半は教誨方法についての議論が多くなる。そして1898(明治31)年9月の巢鴨監獄教誨師事件後に宗教教誨師の採用についての議論が再び注目されるようになる。

第3点目は明治時代前半において日本が近代化を図るなか、囚人を国家がどのように捉えていたのかを明らかにした点である。この点については明治10年代の北海道開拓と「囚人活用」、監獄則の成立過程について焦点を当て分析をおこなった。

早急に近代化を図りたい明治政府にとって法の整備は一大プロジェクトであった。行刑に関しても国際的にみて遜色ない法を整備することは「野蛮から文明」へと国際的評価を変えるための1つの条件でもあった。「仁愛」という言葉に象徴されるように、明治5年監獄則理念は、それまで展開されてきた「応報」や「威嚇抑止」的な行刑から、西洋で主流となっていた「再社会化」へと囚人を向かわず近代的なものとなっていた。しかし監獄則設立に関わった小原重哉など一部の法律関係者と北海道開拓について囚人労働に言及した金子堅太郎や山縣有朋では監獄や囚人に対する考えに相違があった。

金子の「北海道三縣巡視復命書」や山形の「苦役本分論」について刑罰思想に当てはめると「応報」や「無害化」に重きを置いており、「再社会化」の意識をみることはできなかった。ここに「国策としての監獄利用」と「理念としての獄則」の差異がみられた。

しかし金子や山縣らの主張についても、国

家の「近代化」を目指した結果であったことである。政府は囚人労働をアトサヌプリ硫黄山や幌内炭鉱での採掘やそれを運搬するための道路建設など近代国家設立を進めるために必要な資源の開発を大きな目的としており、集治監の設置、運営は結果的に「近代化」を進めるための手段として捉えていたことが明らかとなった。

「法制度の近代化」と「北海道における囚人による開発」は近代国家成立の為に必要なものであったが、囚人にたいしての考えは対極に位置するものとなっており、この2つの「近代化へ向けた歩み」の矛盾の産物として原胤昭や留岡幸助らによる「福祉的活動」が監獄内で誕生、展開していくことになったと結論付けた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

江連崇 「監獄関係雑誌上における監獄教誨と宗教の関係性についての議論:1888年から1898年までを中心に」『道北福祉』(6)道北福祉研究会 pp13 - 22 2015.3(査読無)

江連崇 「監獄内における福祉的活動はなぜ生まれたか 「近代化」と北海道における福祉についての試論」『道北福祉』(8)道北福祉研究会 pp21 - 31 2017.3(査読無)

[学会発表](計2件)

江連崇 「明治中後期における出獄人保護事業の役割と意義 出獄人保護関係者の思想から」社会事業史学会第42回大会,長崎純心大学三ツ山キャンパス,(長崎県長崎市)2014.5

副島望 江連崇 「明治大正期の出獄人保護(更生保護)事業理念をめぐって」社会事業史学会第44回大会,石巻専修大学,(宮城県石巻市)2016.5

[図書](計0件)

[産業財産権]

出願状況(計0件)

[その他]

ホームページ等

特になし。

6. 研究組織

(1)研究代表者
江連 崇 (EZURE, takashi)
名寄市立大学・保健福祉学部・助教
研究者番号：20725022

(2)研究分担者
なし ()

(3)連携研究者
なし ()

(4)研究協力者
なし ()

以上。